



新型コロナウイルス感染症対策のため、例年とは大きく異なる新年度のスタートとなりました。令和2年度最初の「ひりゅう」をお届けします。

今年度も龍郷町学校事務支援室では、各学期3回、支援室だより「ひりゅう」を発行予定です。こんなことが知りたい、このことについて詳しく教えてほしい！ということがありましたら、ぜひ各学校の事務職員にお知らせください。

*** 令和2年度 龍郷町学校事務支援室の構成 ***

学校名	事務職員名	担当業務
赤徳小中学校	沖田 幸祐	室長（業務総括・調整・指導助言）
戸口小学校	森田 洋人	補佐・管理（室長業務補佐・実施計画・連絡調整）
龍北中学校	薬 あゆみ	研修（業務研究計画推進・研修総括）
龍瀬小学校	妹尾 崇弘	研修（業務研究計画推進・HP編集）
龍南中学校	田中 里実	研修（業務研究計画推進・連絡調整・広報・記録）
大勝小学校	岩川 理	研修（業務研究計画推進・公文受発・備品見積・記録）
円小学校	山田 智子	研修（業務研究計画推進・広報・記録・会計）
龍郷小学校	吉村 真紀子	研修（業務研究計画推進・支援室予算・会計）
秋名小学校	薬 あゆみ	兼務

町内8名の事務職員が、拠点校である龍南中学校に週1回程度（9：15～12：00）集まり、共同で事務処理等の業務を行います。諸手当認定事務や県費関係事務、相互点検等の他、広報活動にも力を入れていきます。

子育て世帯への臨時特別給付金 が支給されます



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給されます。

◆ **支給対象者**

令和2年4月分の児童手当の受給者（特例給付の受給者は対象者になりません）

◆ **対象児童**

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※ 上記のほか、同年3月分の児童手当の対象児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合でも対象

◆ **支給要件**

対象児童1人につき 10,000円

受給者の住所です。
今年度異動された先生はご注意ください！

◆ **申請先**

令和2年3月31日時点で住民票のある市町村（上記 ※の場合、令和2年2月29日）

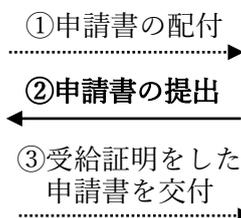
◆ **申請期間**（市町村により異なります）

龍郷町：5月18日(月)～9月30日(水)，奄美市：5月18日(月)～6月30日(火)

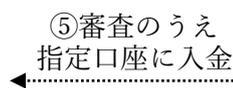
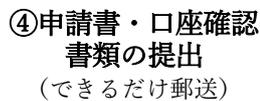
◆ **申請方法**



所属する学校



支給対象者



市町村役場

4・5月給与支給明細は **へき地手当・追給・戻入** をチェック！



4月に転入・採用された先生方は、転入に伴う各手当の手続きが4月分給与では間に合わないために、5月分給与で調整されます。また、へき地手当とへき地手当に準ずる手当が新たに支給される方もいるほか、今年度からの変更もいくつかありますのでご確認ください。

《 住居手当 》

住居手当は異動したことでは手当が止まりません。異動の際に必ずしも転居を伴うとは限らないためです。そのため、前所属で3月まで住居手当を受給していた場合、異動後の4月もそのまま3月分と同額の住居手当が支給され、その差額は5月分給与で調整されます。ただし、期限付職員の先生方は3月末で一旦退職となるため、4月分給与では支給されず5月分給与で4月分手当の追給となります。

今年度はこれに加え、住居手当の改定のため、支給額の増減や経過措置額の適用がある場合があります。詳しくは事務職員にお尋ねください。

例：前所属での住居手当が25,000円、新所属では27,000円となった場合（4月1日異動者）

3月支給 住居手当	4月支給 住居手当	5月支給 住居手当
25,000円	25,000円	27,000円 + 2,000円 (←4月分差額)

《 通勤手当 》

通勤手当は異動と同時に手当が止まります。たとえ引越しをしなくても、勤務地が変われば必ず通勤距離は変わるためです。従って、4月分給与では異動した職員は通勤手当を受給できませんが、4月から支給要件を満たしている場合は、5月分給与で4月分の通勤手当も遡って支給されます。

《 扶養手当・児童手当 》

扶養手当・児童手当は異動しても支給要件は変わりませんので、継続支給されます。

ただし、期限付職員の先生方の扶養手当については、3月末で一旦退職となるので4月分給与では支給されず、4月から支給要件を満たしている場合、5月分給与で4月分も追給として支給されます。また、同じく児童手当については、期間内に手続きがなされれば4月分はお住まいの市町村から、5月分からは県から支給されます（直近の児童手当の支給月は6月です）。

《 単身赴任手当 》

単身赴任手当は異動と同時に手当が止まります。勤務地が変わると配偶者と同居となったり、通勤距離が変わったりすることで要件を満たさなくなる場合があります。4月から支給要件を満たす場合は、5月分給与で4月分も遡って支給されます。

《 へき地手当・へき地手当に準ずる手当 》

へき地手当はその名の通りへき地に勤務する職員に支給される手当です。龍郷町内の学校は3級地または4級地にあたります。

へき地手当に準ずる手当はへき地学校への異動に伴い住居を移転した職員（異動前の住居からの通勤が容易、異動を要因としない私事都合による転居等は認められません）に支給されます。

へき地手当・へき地手当に準ずる手当の算出方法
 $\{ \text{給料（調整額を含む）} + \text{扶養手当} \} \times \text{支給割合}$

支給割合	へき地手当		へき地手当に準ずる手当	
	3級地	4級地	1～5年目	6年目
	16%	20%	4%	2%

※ 3級地 … 龍瀬小，戸口小，大勝小，赤徳小中，龍南中
 4級地 … 龍郷小，円小，秋名小，龍北中